

翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷五 邑智郡上（後編）

山崎 亮
錦織 稔之

はじめに

翻刻の凡例

翻刻／『石見国神社記』卷五 邑智郡上（後編）

惣森村・小松地村・別府村・小林村・樫谷村・京覧原村・
久喜原村・内田村・小谷村・河内村・馬野原村・地頭所村・
湯谷村・三俣村・三原村・南佐木村・田窪村・大貫村・
川下村・川本村・因原村・鹿賀村

はつめい

『石見国神社記』全八卷（卷一 安濃郡、卷二 邇摩郡、卷三 那賀郡上、卷四 那賀郡下、卷五 邑智郡上、卷六 邑智郡下、卷七 美濃郡、卷八 鹿足郡）は、一八七〇（明治三）年から翌年にかけて実施された石見地方全域の神社調査——明治三年閏十月二十八日付「大小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」の太政官布告に基づく——の報告に依拠し⁽¹⁾つつ、各社伝や棟札からの情報をも加味して、浜田在任の国学者藤井宗雄（一八二三〜一九〇六）が、独自の解釈も交えながら石見地方の神社・小祠・森神を村ごとに網羅・概観した著作である。

本号では前号に続き、錦織稔之との共同作業により、卷五 邑智郡上の後半部二十村分を翻刻する。今回の翻刻分にも津和野藩領の村は含まれていない。すでに触れてきたように、藤井らが直接担当した銀山領・浜田藩領の村々では、「小社」「森神」の項目が立てられていて、記述内容も津和野藩領よりかなり詳細である。本稿は、前号までと同様、まず錦織が草稿を作成し、これを、典拠となった「邑智郡神社書上帳」等と照らし合わせながら山崎が確認・修正して成ったものである。

註

(1) 安丸良夫・宮地正人校注『日本近代思想大系五 宗教と国家』（岩波書店、一九八八年）、四三五頁。

(2) 藤井宗雄が中心となって、銀山領と浜田藩において実施された神社調査の報告「原帳」は、島根県立図書館蔵「寺社史料」中に収められている。それらは、「安濃郡神社書上帳」（三八五）、「寺社史料」における整理番号を示す。以下同じ、「邇摩郡神社書上帳 上下」（三八二）、「那賀郡神社書上帳」（二四九）、「那賀郡神社書上帳 二」（三八三）、「邑智郡神社帳 上」（二四八）、「美濃郡神社書上帳 上」（三八四）である。（山崎）

翻刻の凡例

○*は、翻刻者による註記を示す。

(山崎・錦織)

○『石見国神社記』巻五 邑智郡上は、著者藤井宗雄が鴨島實に清書させたもので、奥書によればその書き終えは明治十九年十一月とある。邑智郡内の概ね東部に位置する四十三村分が収められている。本号ではそのうちの後半二十二村分を翻刻した。

○原文は清書後、藤井自身が確認し、朱筆を入れている。翻刻に当たっては、誤字訂正や書き換えの指示は、もとの文字上に抹消線「—」を引き、その傍らに朱筆による訂正文字をゴシック太字で表記した。脱字箇所への加筆の場合は、その指示位置に訂正文字をゴシック太字で挿入した。また、記載位置の変更については朱筆の指示に従って訂正してある。

○原文の記述の内容は、元の資料となった「邑智郡神社書上帳 上」「邑智郡神社書上帳 中」「邑智郡神社書上帳 下」(島根県立図書館蔵「寺社史料」二四八)と対照させている。特に小社や森神の項目において、() は、書上帳等での異なる表記を、また「」は、『石見国神社記』原文にはないが書上帳等に見られる字句を示している。

○旧字・異体字等は基本的に常用漢字に改めたが、神名・神社名・人名・地名は、もとの字体のままにした。

○変体仮名も基本的に現行仮名に改めたが、助詞などに用いられる江(え)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)等は、小書きにしてそのまま用いている。

○原文の誤記と思われる箇所は、その傍らに「()」を付して正すか、「(ママ)」「もしくは「()」と推定される字句を付した。

○原文のなかで示された棟札などの判読不能箇所は「■」で、虫喰等で現在判読困難な原文の箇所は「□」で示した。

○読み手の利便を図るため、適宜、読点「、」や並列点「・」を加えた。

串美郷

惣森村

大歳神社

堂庭鎮坐

祭神、大歳(年) 神御年神若年神○神体、木札

祭日、九月晦日

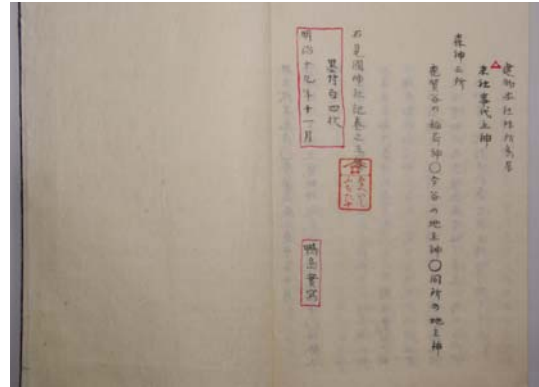
建物、本社・鳥居

森神九所

砂田の地主神○田代の稲荷神○森田屋の御崎神○堂々の地主神○久手か原の金
屋子神○大年谷の地主神○天上原の御崎神○同所の地主神○大年谷の荒神



表紙



奥書

小松地村

金刀比羅社

中間谷鎮坐

祭神、大物主神○神体、木札

祭日、九月十日

建物、本社・鳥居

小社一所

小加屋谷の八重山社

森神十四所

箱茂谷の地主神○後か市谷の御崎神○鬼尾谷の御崎神○小加屋谷の地主神○田
平谷の稲荷神○同所の地主神○同所の八幡宮○中間谷の地主神○同所の竈神○
矢廻谷の辰神○中間谷の明見神○同所の地主神○同所の地主神○後谷の地主神

別府村

八幡宮

郷中鎮坐

祭神、譽田別命(尊)・息長足姫命・姫大神○神体、木像一

祭日、九月廿五日

建物、本社・拝殿(所)・鳥居

棟札、葺替八幡宮、延享五戊辰年卯月吉祥日、神主吾郷^村牛尾掃部・同姓長門、

上組庄屋尾原惣兵衛、下組庄屋石坂吉兵衛○上葺、宝曆十庚辰年九月二十四日、
本主三久須村樋^下十藏○新造八幡大神御舎一宇、安永四乙未歲七月二十有二日、

神主高木左兵衛佐忌部忠周・同苗左京進忠恒、庄屋中尾三右衛門政祐○葺替、
天明六丙午年閏十月吉日○同、享和三癸亥年九月廿四日、神主高木清記忌部忠

宜○寄進獅子頭・金幣・鼓・手拍子・鈴、文化六年己巳九月廿五日、神主高木

兵部忠恒、庄屋重左衛門○前再建拜殿、天保六乙未年九月吉日、神主高木左兵

衛源忠智、庄屋畑田徳八○後葺替、天保八年丁酉十一月吉祥日

宗雄云、此高木氏は邇摩郡仁万村なり、宝永中藤原とし、次に忌部とし、次に源とす、珍しからされともこゝに記て後考に備ふ

葺替、安政四丁巳年十一月

社領、高二石五斗、此現米七斗六升、永錢百三十文

末社、大元神

森神五所

地頭所の地主神○段「之」上の地主神○十風呂谷の地主神○同所の地主神○宮か迫の森神

檀谷村

森神二所

野伏の地主神○青木の御崎神

京覽原村

森神十一所

竹奥山の地主神○同所の神明宮○出合の大年神○谷口の春日神○八つ西(八面)の大年神○道之の地主神○湯里の牛神○小そね(曾根)の神体神○杉谷の御崎神○同所の地主神○半造の塞神

小林村

大歳神社

宮之廻(迫)鎮坐

祭神、大歳(年)神○神体、木像

祭日、八月十五日

建物、本社

小社二所

森か市の八坂社○四人組(畑)の荒神

森神五所

神主か、(貸)屋の地主神○中屋空の地主神○神田上の地主神○庵上の地主神

○神田の地主神

久喜原村

小社三所

狐尾山の金刀比羅社○下原山の竈神○大神山根の神明宮

森神八所

崎山の鹿島神○皆谷山の竈神○古市山の明見神○小原山の御崎神○大年原山の地主神○狐尾山の辰神○大年原山の大年神○埤山の竈神

内田村

大年(歳)神社

宮之原鎮坐

祭神、大年神○神体、木像

祭日、八月廿九日

建物、本社・拝所・鳥居

森神六所

森本の地主神○地主の地主神○濱田屋の塞神○亀岡の地主神○新田の地主神○

上土居の荒神

森神二所

たむ子(丹後)神の地主神○わし(鷲)神の御寄神

地頭所村

八幡宮

北山鎮坐○天元三庚辰年十月五日勸請○社伝に、一、右八幡宮勸請之事、古書

類此度焼失仕候ニ付、右八幡宮勸請之事私儀承知仕候所迄印置候、右八幡宮勸

請之義者、天元三年辰十月五日九カ宇州宇佐ヨリ勸請仕、此所祭置、又天正四年

本殿ヲ調、本神ヲ祭候訳成、慶長二年四月八日印、安田對馬守

宗雄云、此書は社内に不開箱と云伝たるものありて是まで開たる事なしと云

ふ、明治四年春神社改のとき、予開たるの中に一紙ありて、右の文あり、究

て愚文愚筆なれとも能くも書存されたり、但し天元の勸請と云は久遠に過て

疑はし、焼失の書類は必ず後人の偽作ものなるへし、其は天正四年再興の文

中にも少か無れはなり、尚考へし、さて右の不開箱ハ一書を添て封し置く、

文に君谷村八幡宮、天元三庚辰年十月五日宇佐ヨリ勸請、天正四年本殿調候

処、焼失、右之旨慶長二年四月八日安田對馬守書記之一通、此度致見分候処、

如件、明治四辛未年三月十六日、神社取調方諏訪鞆夫・藤井耕作と記せり、

但し古書類焼失とあるを本殿調候処、焼失とせしハ誤なり、本殿ハ天正四年

の棟札存り、其後慶長十二年に上葺ること有て、再建のこと無を思へハ、本

殿ハ焼さるなり、居宅焼しにや

祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后○神体、幣一、鏡二

祭日、十月五日

建物、本社・拝所・降居所・鳥居

棟札、奉再興八幡宮一宇、邑知郡君谷村、于時天正四丙子季九月廿八日、大檀

小社一所

宮脇の劔神

馬野原村

小社四所

和田の石上神○榎段山の神明宮○ゆすか(ユスカ)原山の八王子社○榎段山の

地主神

森神二所

森脇山根の竈神○とち(朽)の木の地主神

那伴朝■右衛門大夫長祐、押花、神主安田縫殿助本願也、外に石州城邑知郡君谷村八幡宮建立棟札之事、右社頭者者両家相对半楼明月半楼花云云、三善朝臣奉君以忠群臣千秋云云、次翼三善惠連威猛勇建云云、天正四年龍集丙子九月廿八日、神主安田縫殿助兼利

宗雄云、伴朝の下に臣字を脱せり、城は域なるへし、両家相对とは小笠原家と佐波家と相建立せられし由なり、故に棟札を一枚つゝ、両家より納めしなり
奉上葺八幡宮宝殿、上和下睦天長地久御願円満如意吉祥所、慶長十二年丁未季秋十八日、大旦那石田宗兵衛尉、神男子西久兵衛尉、本願中村与右門尉、裏に神主西藏久兵衛、建立願成就主伴氏中村与右門尉○奉両新八幡御宝殿、本願伴朝臣中村長久子孫榮昌所、寛永五戊辰九月、神主安田宗拾郎○建立御宝殿、天和二壬戌仲冬、神主安田式部丞正之、願主中村吉兵衛長次○鳥居建立、享保十六辛丑年九月、施主内田村津嶋半右衛門、祠官安田筑前守○再興宝殿、享保十六辛亥年十月、神主安田筑後守平正屋○鳥居、同年○再建拜殿、享保十九甲寅年七月○再建拜殿、寛政八丙辰年十月四日、神主安田將殿平正行○鳥居、文政六癸未年十月四日、神主安田播磨正○葺替鳥居、弘化二乙巳年八月、神主安田長門頭○再建、嘉永二己酉年三月四日、神主安田長門頭平正貞○再建拜殿並折居殿修覆、慶応二丙寅年十月、神主安田長門社領、高四石、此現米五石四斗五升
宝器、弓

末社、稻荷社(神)
同、八重山社(神) ○神体、鏡
社人、安田木工三郎、家筋詳ならず、天正中安田縫殿助平兼利より木工三郎まで十二代相続

宗雄云、安田家世代詳ならず、故に許状と棟札とを校合し年暦を次第して安田縫殿助より木工三郎十二世を得たり、依て書記して与ふ、其文に地頭所村

代宮屋平姓安田氏系、安田縫殿助兼利、安田對馬守、祠官安田采女祐正則五森
此處ナカノツ、祠官安田式部丞正之、祠官安田宮内少丞正治昭隆
守平正屋、祠官安田越後守正藤、安田播磨平正廣、安田將殿平正行、神主安田播磨平正吉、神主安田長門平正貞名上總、安田木工三郎平正行、右許状並棟札ヲ以取調候処、如件、明治四辛未年三月十七日、神社取調方諏訪鞆夫、押花・

藤井耕作、押花
土人言伝に、往昔城主小笠原某のとき、当八幡宮祭礼十月五日、神主より七度半の使を立る例なりしか、或年七度使を遣し、半に到り神幸を始めしを、小笠原殿大に怒り、神主を討むとす、此時神主安田縫殿之助兼利走て櫛谷村の責倉と云処まで逃たるを早馬にて追懸け首を取り、妻子二人も殺れたり、此兼利の靈魂、朋友竹内某に告て曰、汝吾ために小笠原の城門に張たる守符を剥取よといふ、竹内諾て竊に剥取むとするに糊氣つよく取得されハ、此旨を空中に向て云しに、又告て濡木履にて押置て剥といふ、その如くせしかは安く剥得しに、靈魂城内に入しにや、小笠原の一族残らず蹴殺したり、また兼利卒去十月七日なり、子孫此日を守神として祭ると言伝ふ

丹生貴松神社
明神鎮坐
祭神、罔象女神・高麗神「正体、木札」
祭日、八月朔日
建物、本社・鳥居
森神十五所

北山の地主神○同所の地主神○同所の地主神○同所の鷺神○同所の吉田神○同所の塞神○同所の地主神○同所の稻荷神○目迫(サコ)の地主神○中原の地主神○目迫の塞神○竹内の地主神○明神の地主神○三(御)崎谷の御崎神○長原地主神

*「耕作」は、明治二年十二月以降の藤井宗雄の通称である。

湯谷村

八幡宮

岩根山鎮坐

祭神、應神天皇・仲哀天皇・神功皇后○神体、木像三

祭日、十月八日

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居

棟札、奉再建立八幡大神御宝殿一字、元文二丁巳年閏十一月、神主湯淺能登藤

原次住○再建宝殿、延享二乙丑年十二月、神主湯淺能登守○新建鳥居、宝曆三

癸酉年六月十五日○上葺、宝曆十二壬午年四月廿二日、祠宦湯淺豊後守藤原次

重、庄屋大場甚五郎・同山口市野右衛門○建立宝殿、寛政元己酉年八月朔日○

上葺、文化四丁卯年卯月廿六日、神主湯淺伊瀬^豫正藤原次富○再建拜殿、文政三

庚辰年十月五日○上葺、文政七甲申年九月八日○再建拜殿、天保九戊戌年霜月

二日、神主湯淺眞清○上葺、天保十四癸卯年十月十日、大宮司湯淺加賀頭藤原

重耀○同、嘉永五壬子年九月四日、神主湯淺美佐穂藤原次勝○同、元治元甲子

年四月廿四日、神主湯淺遠江次懿○玉殿、同時○再建拜殿、慶応四戊辰年七月

上旬

社領、高七斗五升、此現米四斗六升○当社八幡宮寄進之事、夫扶桑^者神国也云

云、寄附若干之田以長備苑馬^元・競馬之修料也云云、正徳五乙未九月、信心氏子

敬白、湯淺能登

社人、湯淺静間、家筋天和中、社宅火災書類焼失、世代詳ならず、湯淺民部太

夫より静間まで十一代相続

八幡宮

畑廻(迫)山鎮坐、是を下組と云ふ

祭神、應神天皇○神体、木像一

祭日、十月八日

建物、本社

棟札、奉再建八幡宮御宝殿一字、享保九甲辰年閏四月十二日、神主湯淺能登守

■光○建立、元文五庚申^甲年八月○再建、文化八辛未年霜月廿日○同、安政二乙

卯年八月八日、神主湯淺静間、大願主満田周右衛門

社領、高七斗五升、此現米四斗一升七(六)合七勺

小社五所

岩根の巖島社○城山の天御中主命(神)○瀧迫(廻)の水神○狐森の稻荷社○

長江寺の大歳神(社)、神体鱈口形鏡

宗雄云、城山の神は大元神などによ

森神十五所

大田屋の大元神○萩屋森の地主神○長谷の大元神○川内神の金屋子神○雲場森

*の地主神○五十田の水神○井手内の水神○万燈(焼)山の地主神○畑野(之)

屋上*の地主神○鍋山の地主神○新道の荒神○坂屋森の金屋子神○森か下の地

主神○高伏の地主神○才神の道祖神

*「邑智郡神社書上帳 下」では「森」の語はない。

**「邑智郡神社書上帳 下」では「上」の語はない。

三俣村

八幡宮

宮原鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、木像三

祭日、十月七日

建物、本社・拝所・釣屋・鳥居

棟札、奉新建立三俣村八幡宮御宝殿一字、元禄十三庚辰年九月十五日、神主三

原村湯淺美濃守氏重・同伊勢松氏政、本願人尾崎松右衛門、庄屋奥忠左衛門、

坂根善右衛門○再建拜殿並地普請一字成就所、元文五庚申年九月十五日、祠宦

湯淺美濃守源氏次○新建立鳥居、寛保三癸亥年九月、祠宦湯淺美濃守源氏次、

願主庄屋尾崎折右衛門、開藤次十郎右衛門○上葺、安永二癸巳年九月○鳥居、

寛政五癸丑年九月十四日、神主湯淺肥後守藤原重種・同藏人正藤原重富○上葺、

寛政七乙卯年十一月九日○上葺、文化十癸酉年九月十五日○同、文政十二己丑

年九月十五日○拜殿再建、天保六乙未年九月

社領、高一石、此現米五斗八升三合三勺

末社、稻荷社(神)

同、劍社(大明神)

小社十二所

新屋上の大年神○同所の地主神○古屋下の稻荷社○同所の荒神○同所の地主神

○古林脇の恵比須(寿)神○花屋向山の愛宕神○坂原上(土)の荒神○狩畑脇

の地主神○濤々そら(空)の地主神○迫谷の地主神○新屋上の地主神

森神十九所

地頭所の大元神○向垣(坂)内の大元神○鱒淵上の劍「大明」神○新宅奥の牛

神○かつら(桂)谷の尊玉霊神○同所(桂奥)の大元神○狩畑(田)上の地主

神○森上の高智神、祭神金屋子神○田代の稻荷神○同所の荒神○同所の地主神

○濤々上の荒神○同所の水神○つゝら畑(葛籠峠)の地主神○藤田屋上の大年

神○同所の地主神○同所の荒神○一谷の大元神○濤々向山の荒神

三原村

八幡宮

武明山鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、鏡三

祭日、八月十五日

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、奉新建立八幡大菩薩御社、天正七年己卯歲十二月十二日、大檀那願主

源元枝、信心之大施主源朝臣長旗、神主湯淺■■■■○上葺三原村八幡宮、明

曆三丁酉年八月十四日、本願庄屋笠井六右衛門、神主湯淺權太夫族公・同伊勢

松丸、裏に布二反、小笠原太兵衛尉○奉新建立宝殿、延宝八庚申年閏八月廿五

日、神主湯淺權太輔族公・美濃守族重、庄屋六右衛門、信心施主梅田喜三右衛

門政勝○新建立拜殿、右同年月○上葺、宝永三丙戌年十一月八日○新建立鳥居、

享保十四己酉年十一月二日、神主湯淺參河族重、本願人梅田喜宗○上葺八幡宮

宝殿、本願人梅田喜宗、年月無し○同、寛延元戊辰年九月十八日○同、宝曆八

戊寅年十二月六日○再建鳥居、明和四丁亥年八月十四日○上葺、安永六丁酉年

九月○同、文化七庚午年八月○再建拜殿、文政四辛巳年八月十五日○再建鳥居、

右同年月○再建御宝殿、天保十四癸卯年八月十五日、湯淺加賀頭藤原重輝・同

義緒・同重行、庄屋尾崎恭一郎

社領、高四石六斗、此現米三石一升六合七勺

末社、稻荷社

社人、湯淺義緒、家筋天文十辛丑年、神主神治郎より義緒まで十三代相続

十座宮

権田山鎮坐○旧号十羅刹女

宗雄云、ゴンデンと読ミ権現の訛と思ひしは非にて、カリタと訓へし、其は

勝田と云もあれハなり、勝田と苅田は通はし書り、十羅刹女は田窪村江俣八

幡宮の祭之日記に、十らせつめとあり、此神社の事なり、寛延・安永の間に湯淺隼人の改称せるならむ

祭神、天照大(太)神・素盞鳴尊・五男神・三女神○神体、鏡四、石一、鑪鉄二

宗雄云、十羅刹女を十座と改め、祭神は十字に就て強て数に合たるならむ、十羅刹女は法華経に出たり、是を祀れるは至て稀にて那賀郡波子村の津門神社を三女神と申し十羅刹と唱ゆれと、祭神も是には有ましく、また同郡嘉久志村にもあり、合見へし、然は祭神は詳ならずとしてあるより外なし、兎に角に沙汰せるは中々に狡意なり、神体は本書に鏡二、石とあり

祭日、九月廿九日
建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉上葺佐木十羅刹女、慶長十一丙午年十月廿三日、施主本願樋口善左衛門、神主○奉建立十羅刹女御宝殿、承応二癸巳年九月廿六日○再建立十羅刹女、寛文九己巳年十月、三原神主湯淺左京左近、以下名略○奉上葺佐木十羅刹女、貞享三丙寅年九月下九日○上葺下佐木十羅刹女、元禄十六癸未年十月二十三日○同、下佐木十羅刹女、享保十五庚戌十月七日○同、下佐木十羅刹女、寛延三庚午年十月六日、祠官湯淺隼人佐、以下名略○奉上葺十座大明神御社、安永六丁酉年十月八日、神主湯淺隼人佐源枝永○屋根尾地十座大明神拝殿、文化三丙寅年九月廿九日○再建拝殿、文化十三丙子年十月三日○上葺十座大明神^并大歳大明神、文政四辛巳年九月廿九日○同、文政十二己丑年長月廿九日○再建、天保十五甲辰年穂見月十六日○鳥居、同年九月廿九日、鉄穴迫西田柳平寄附○上葺、元治元甲子年十月廿六日

社領、高三斗五升、此現米一斗九升六合七勺
小社十四所

遷宮山の住吉社○同所の大年社、神体木像、棟札奉再建大歳大明神御宝殿貞享

三丙寅年九月、上葺享保十五庚戌年十月七日、同安永六丁酉年十月八日

宗雄云、此の住吉社、次の嚴島社は田窪村の祭之日記に、住吉・いづくしま・十らせつめ、これ三社之祭へ四かく也とある社にて旧社なり、また同書の文中に一反祭之事、一日祭三月祭大年かいち、是三社は同しまつり也とある、大年も此所の社か、大年社は次ニ数多あれハ尚考へし

〔中ノ峯〕嚴嶋社、神体木像六、棟札再建延宝五己巳年九月十九日、奉上葺嚴嶋大明神御宝殿享保十三戊申年八月廿六日、再建宝殿享保十四己酉年閏九月十一日、祠官湯淺隼人佐、施主梅田甚五右衛門、上葺宝曆七丁丑年九月九日、同安永四乙未年十月、造立宝殿文化三丙寅年十一月十六日、葺替文化十三丙子年霜月三日、上葺文政八乙酉年六月十七日、同天保六乙未年九月十七日、再建宝殿安政三丙辰年八月十七日、神異三原村嚴嶋大明神御告之記に享和二壬戌年九月上旬、三原嚴嶋大明神の告ありし事を書記し置けり、去程ニ其頃莊嚴寺無住ニ付、吉十郎といへる者独身の人なれば暫時借宅いたし、やすみ居し処、兼而夜毎一枚戸を俵ささすして障子斗りにて置しに、佐七くといふ声にて起されければ、我ハ佐七といふものにハ無しと答ふ、成程佐七とハ中の峯に居しもの也、我社の前なる大社の根^二ちりあくたなと不浄ら小しき物を薫し、甚以不宣、夫故其方へ是をいふそと宣ふ、私ハ夫を申答ニは非すと答けれハ、其儀はあれとも前かた我社の発句額の濡るをいとひ、神主此寺へ預けし縁ある故、我は其方へいふそと宣玉ふ、然は何ぞ証拠と望ミしかハ、又宣玉ふ、神主へ知らせもしけれと、夫ともしらす、さあらは我か森の大松の上に祭の日の夜に火をあかして見せんと宣玉ふ、其後かのかたに当りて深更に及び、火かけ見へしといふ人ありとそ吉十郎^噴せし俵を書記せしもの也、社司湯淺隼人佐源枝永○莊嚴寺境内の天満宮○筑紫原の大年社○権田山の大年社○市の惠美須神○市ノ江の金刀比羅社○土居の地主神○木佐屋の地主神○柳屋の稲荷社○鉄穴迫の地主神○綿(錦)織の地主神○小倉屋の地主神

森神十六所

勝田の大元神○横原の地主神○同所の水神○千具(貝)の地主神○同所の地主神○中山の幸神○土居の地主神○赤良田の伊勢宮○同所の大年神○同所の稲荷神○同所の地主神○柳屋の幸神○小倉屋の地主神○河ノ上の金屋子神○代宮(土)屋「空」の幸神○同所(代古屋脇)の水神

南佐木村

境山鎮坐○旧地あり

祭神、應神天皇・比賣大神・神功皇后○神体、鏡

祭日、九月十三日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、上葺境八幡宮、寛保二壬戌年九月九日、祠宦三原村湯淺隼人佐源枝長・同信濃守源枝延、庄屋渡利助右衛門、頭百姓平田彦六、以下名略○鳥居再建、明和七庚寅年九月十三日○同、明和九壬辰年十月二日、神主湯淺隼人藤原枝永、庄屋甚左衛門○建立玉殿、安永二癸巳年十一月十四日、神主湯淺隼人源枝永○造立御社、寛政十戊午年九月十二日、神主湯淺隼人佐源枝永・同主膳、庄屋宝土井友右衛門、以下名略、文に佐木村一郷之惣社（有志宣）云云、中古南北上下乃差別於成之、天（天）以来宮地（平改）女、此高天原（江遷之鎮）女（奉）礼里、凡其代相（百）余十（余）五歳（平）豊（取）云云

宗雄云、寛政十年より百十五年以前は貞享元甲子年なり、此頃南北と両村になれるならむ

拜殿建立、文化二乙丑年七月七日○再建鳥居、文政十二戊子年九月○上葺、文政十一戊子年九月○再建拜殿、嘉永六癸丑年九月中旬○上葺、文久三癸亥年六

月四日○再建鳥居、明治二己巳年十一月三日、大宮司湯淺周防源枝高・同眞菅枝信、庄屋兼頭百姓平田爲一郎、以下名略

社領、高一石五斗六升、此現米一石四斗七升、永銭二十二文

小社七所

上鍛冶屋（鍛冶屋）の金屋子神○同所(鍛冶屋)の幸神○増屋の大年神○八田の地主神○そり(曾利)田の幸神○松本の稲荷神○千本(木)馬場の八幡宮

森神十所

河尻の大元神○境山の地主神○戸代の地主神○鑪(鈺)の大元神○森か下の地主神○とうしゑこ(ドウシエコ)の幸神○上白地の地主神○惣(想)四郎奥の地主神○山根の地主神○高城山の大山津見神、此森天正の頃まで除地ありといふ

田窪村

八幡宮

江俣山鎮坐○寛治三己巳年八月廿四日勸請と云ふ

祭神、應神天皇・姫大神・神功皇后○神体、木像二、鏡三

祭日、八月十四日○三原四ヶ村祭之日記、八月十五日ゑまた八幡宮之祭、一、御くう、壺合取之もち六拾、舞おろし二膳、けんくうまつり老膳、御子座之もち八十、一、飯御くう、白米御くう六升、三米七升、一、御すいうちこし八升、御子衆之取成之事、一、飯米六升、酒打こし八升、ゑんそやさる、一、晦日夜之取成之事、社家衆ニ飯酒、宮へ酒式斗也、一、殿様へ壺合取六十、三合取九ツ、酒うちこし壺斗三升、箸廿人、肴五色、作いも式升、一、代宦酒八升、もち壺合取十一、肴三色、一、地頭分酒五升、合半取廿、肴三色、一、公僧分酒四升、もち合取廿、肴三色、一、催仕分酒八升、合半取之もち廿、肴三色、一、

御子衆之取成之事、一、飯米六升、酒打こし八升、ゑんそやさる、一、晦日夜之取成之事、社家衆ニ飯酒、宮へ酒式斗也、一、殿様へ壺合取六十、三合取九ツ、酒うちこし壺斗三升、箸廿人、肴五色、作いも式升、一、代宦酒八升、もち壺合取十一、肴三色、一、地頭分酒五升、合半取廿、肴三色、一、公僧分酒四升、もち合取廿、肴三色、一、催仕分酒八升、合半取之もち廿、肴三色、一、

宮座之取成之事、酒之まわり九こん也、さかな、いも之汁・いもから・まめ・にしめ、かよひ人三人也、一、宮より下向之時、御子衆ニ酒肴、こう主より、一、口あけ、小者一人、催仕酒飲し（飯）こう立り、同、四所之宮之祭取成之事、かくの分也、一、座拜之事、神主右之わき中間名、左ニ一人四こん八名、一人大くほ名、住吉・いづくしま・十らせつめ、これ三社之祭へ四かく也、よいち・神主・こもの・宮子しゆはん（小者）（酒飯）

宗雄云、傍に○を付たるは読かたし本の依に記す本なり、また住吉以下、しゆはんまでは紙の明たる所に記しあり、上の本文の続ともおもはれず、さて此三社は三原村なり

一人新や名、一人さしさかいち、一人きろはら、一人竹の下名、一人むろやかいち名、一人おきのはら名、一人丸山名、一人あからた名、一人しけし名、一人よこ原名、一人とちの木名、一人中や名、一人はんは名、一人よこや名、一人てんは名、一人大きこめう、一人こんたいめう、一、中座之事、一人もよほし、一人ひやけた、一人西之かいち、一人てう田、一人かちやかいち、一人いちのつほ、一人大かはた、一人下土橋、一人ふけ田やしき、一人とのせうし、一人かみつちはし、一人山年（手）、一人かなまち、一人はやし、一、座はい之事、注文之ことく百姓衆へハ合半取之もち廿、御酒ハ九こん也、うけれハ三升也、うきめん（浮免）九人之衆へハ合半取之もち十と酒九こん也、うけれハ酒壹升、五人之やしきへ合半取之もち五ツ、うけれハ酒貳升也、大まつりハ此分也、十五日之こもり之間也、さると（柴燈）うわりまつ（御松）一わあて十五日之あい、一、一反祭之事、一日祭三月祭大年かいち、是三社は同じまつり也、口あけ、こもの一人、催仕酒飯、一、神前へ之事、御かう壹合取卅、合半取五十五、御すいうちこし四升、かくら酒五升、さんまい（散米）三升五合、此うちまいさんまい有（御）り、一、役人へもち五ツ、酒四升、一、地頭へもち合半取十とさけ貳升五合、一、公僧へもち十と酒二升、肴、一、催仕もち二十、酒四升、地下百姓へハ大祭之半分也、座拜も

大祭之ことくこんハ五こん、肴はいもの汁・いもから・まめ・せきはん、うきめん（浮免）也九人、中間五人、百姓十九人、しるしのことくに宮座之事有様ニ申付候へく候、少もゆたんなく注文之こと可有候

もちのかた

もちのかた

もちのあつさ

宗雄云、上の餅かた、堅（堅）三寸三分、横五寸四分、中にもちのかたとあり、下の餅かた、堅横四寸、中にもちのかたとあり、厚は五分、中にもちのあつさとあり

文明式年庚寅七月晦日、大窪備中守・竹下常陸守、三原神主民部大夫（江）建物、本社・幣殿・拝所・鳥居

棟札、天正十四年十二月四日、大願主元枝、大旦那源朝臣長旗

宗雄云、再建とも何とも無し、三原村の棟札に拠て後人の記せるにや

奉建立三原村江俣八幡宮、明曆三丁酉年十月、神主湯淺左京大夫・同宮松丸○再建、寛文十一辛亥年八月十四日○再建、貞享二乙丑年九月三日○上葺、享保五庚戌年十月廿六日、祠官湯淺隼人佐枝長○建立拝殿、元文四己未年十一月○再建鳥居、元文五庚申年八月十二日○再建、宝曆四甲戌年六月二日○再建立、安永四乙未年九月○再建立拝殿、安永五丙申年八月○上葺、寛政八丙辰年

八月十三日○同、文政三庚辰年十一月十一日○建替祝詞舎拝殿、文政六癸未年八月十三日○再建立神殿、慶応三丁卯年十月、大宮司湯淺周防源枝高・同長門源枝信、願主三原・田窪両村惣産子中、田窪村庄屋平田雄左衛門、三原村庄屋西田柳平、見習同健次郎、以下名略

社領、高五石五斗、此現米三石一斗七升一合七勺

社人、湯淺枝信、家筋建久中、民部大夫より枝信まで二十八代相続

宗雄云、祭之日記に文明二年に神主民部大夫あり、棟札に源とあり、三原村の湯淺氏は藤原と云り、いか、また南佐木村の棟札には源とも藤原ともあり

春日神社

三造地山鎮坐

宗雄云、真言宗三藏寺あり、是なるへし

祭神、武甕槌命・齋主命・天兒屋根命・姫大神○神体、石

祭日、八月十五日

建物、本社

社領、高四升、此現永銭二十文

八八幡宮

小柄山鎮坐

宗雄云、当社を八八幡宮と号は或人の説に川本村の八幡宮を弓八幡宮と称し、

当社を矢八幡宮と称すを、矢字を八とも記りと云り、按に古き棟札に無く、

安永に到て初て見たれハ、近來の所為なるへし、川本の弓は邑美の借字なれ

ハ弓義に非ず

祭神、詳ならず○神体、木像八

宗雄云、中二体は古作なり、共に一尺三寸はかり、左右六体は共に一尺はか

り、さて八幡宮の祭神に種々あれと、靈代は大概男女二体なるか多く、是は

應神天皇・神功皇后に坐ならむ、然に或は鏡、あるひは鰐口形の鏡等を合て

数多となり坐たるか多し、当社も左右の六体は後に祀たるならむ

祭日、八月廿日

建物、本社・拝所

棟札、奉勸請正一位八幡大神宮、大願主三原城主小笠原長雄、裏に小笠原長雄、

幡本寺本渡佐守

宗雄云、此棟札は正徳二年に記しものなること、正一位八幡大神宮、また渡

佐守と記せることの文脈の同じきにて知へし

奉建立八幡宮御宝前一宇、于時寛永九千申年十二月朔日、本願彦兵衛三宅次郎

右衛門尉、神主左京大夫○後建立宮前八幡宮御宝殿一宇、元禄五千申年七月吉

日、神主湯淺上総宮藏、本願忠左衛門○前奉建立宮前八幡宮、延宝八庚申年九

月、神主湯淺左京左近、本願人平田久左衛門・同喜兵衛○奉建立正一位八幡大

神宮御宝殿一宇、正徳二壬辰十二月九日、裏に両部神道寺本渡佐守嫡孫石州

三原邑住人寺本喜左衛門良明

宗雄云、前には宮前と冠らせ、此所には正一位と記し、後には八八幡宮と書

る、皆謂なきことなり、さて渡佐守は前にもかくあれハ佐渡の上下になれる

に非ず、寺本土佐守源長春とある人なるへし

上葺、宝曆十三癸未年五月○同、八八幡宮御社一宇、安永十辛丑年五月五日、

神主湯淺隼人佐源枝永、本願寺本楊雪良勝○同、八八幡宮、文化三丙寅年七月

十八日、名略

小社二所

森口の大神○小柄の金屋子神、棟札奉上葺八幡宮末社一宇成就攸、享保十八

癸丑年卯月三日、再建金屋子神、安永九庚子年三月三日

森神十七所

大元迫の大神○釜か迫の大神、右二所祭日十月十五日○江俣の地主神○同

所の地主神○同所の地主神○荻ノ原の大神○同所の天満宮○同所の地主神○

出水の大神○古屋布の地主神○岡出合の地主神○木路原向の地主神○百五十

の地主神○狩集の幸神○善東地の鎮守神○同所の河内神○下の江の愛宕岩神

大貫村

御嶽宮

三角山鎮坐○旧号藏王権現、明治四辛未年三月改称○旧地此処の峯と云ふ

祭神、少彦名命○神体、鏡

宗雄云、此祭神は云伝の由なり、但し当国にて藏王と云には安閑天皇とは云

へと、大麻山神社と同神なるか多し、尚考へし

祭日、九月廿九日

建物、本社・仮殿・拝所・鳥居

棟札、奉造立藏王権現宮精舎一字、為天長地久御願円満、大檀那源長隆、明応

五年丙辰十一月日、大願主彦右左衛門○奉新建立、天文二十三甲寅季九月廿九

日、大檀那源朝臣長雄、願主山崎土佐守○奉再興藏王権現宮、大檀那源朝臣大

藏大輔長旗、^{押花}天正十二年甲申九月吉日、大願主志谷修理亮長通○奉再興藏

王権現宮、慶長八季癸卯九月、大願主原源左衛門、^{押花}神主宮崎新介、大工馬

来雅樂助、また御嶽権現造^{宮々}永ニ付^而助上之事、式父原源左衛門、式父同玄蕃允、

五分市井廻与一左衛門、以下名略○奉造立、元和九癸亥年九月廿八日、大願主

中間次郎左衛門・同山根与七郎、大工宮崎市右衛門、神主湯淺権大夫族公・同

美濃族重○上葺、天和三癸亥年九月廿九日、名略○同、御嶽権現、元禄九年丙

子九月廿九日○同、宝永二乙酉年九月廿八日○同、享保十七壬子年九月廿九日

○同、宝曆八戊寅年七月○同藏王大権現宮、安永九庚子年九月廿八日○再造立

藏王権現、寛政五癸丑年十月廿九日、湯淺肥後守藤原重種・同藏人正藤原重昌、

庄屋中磨八兵衛、当村宮代屋五郎三郎○再建拜殿、文化七庚午年九月廿九日、

名略○上葺、文化九壬申年卯月○同、天保四癸巳年五月廿七日、大宮司湯淺加

賀守藤原重輝・同百枝、庄屋坂根秀十郎、頭百姓中間彦一郎、百姓代平田秀兵

衛、^{宮代}伏雷屋坂根庄平○同、安政四丁巳年七月廿三日

宝器、太刀、中村久市郎先祖より寄進

社領、高五斗、此現金二両、永銭八百八十一文六分

金山神*

興盛寺鎮坐

宗雄云、寺号を興盛寺と云を想へは、銅鉄の為に祀られ、寺は此神の為に置

札しならむ

祭神、金山神・瑜伽大権現本地日光大菩薩・秋葉大権現本地月光菩薩○神体、

中鏡、鑪鉄、木像二、左鏡、鑪鉄、鰐口形鏡、右鏡、鰐口形鏡

祭日、三月三日

建物、本社・拝所

末社、金毘羅大権現本地不動尊

同、愛宕大権現本地地藏尊

社人、真言宗興盛寺宝忍

小社七所

堂半の稻荷社○森脇上の地主神○竹之内の大歳(年)社(神)○森本下上の地

主神○久井谷の熊野社○本所(折)の地主神○惣の(想之)田の地主神

森神五所

森の大元(年)神○薩摩屋上の地主神○久井谷奥の金屋子神○榎谷奥の山神○

名か谷の金屋子神

*「邑智郡神社書上帳 中」には記載なし。

川下村

三嶋神社

三嶋鎮坐

土人云、小笠原家川本移住の頃、本国伊豫国大三嶋神を勧請と云り

祭神、大山祇命○神体、石像一、鏡一

祭日、十月十五日

建物、本社・拝所・神楽所・鳥居

棟札、上葺、寛延四辛未年九月十七日、祠官三原村湯淺相模守、当代宮屋久右

衛門○再建、安永二癸巳初冬○再建鳥居、寛政九丁巳年十月十四日○建立、文

大年神社

化元甲子年十月十四日○上葺、文政十三庚寅年十月十五日、幣殿共○再建拜殿、

松か(賀)崎鎮坐

天保十一庚子年十月十五日○上葺、天保十四癸卯年十月十五日○同、安政五戊

祭神、大年神○神体、石

午年十月十五日、大宮司藤原重行

祭日、十月十一日

社領、高二石、此現米一石四斗一升六合七勺

建物、本社・拝所・鳥居

春日神社

猿谷鎮坐

棟札、新建立、元禄九丙子年九月廿七日、湯淺美濃族重、本願人物右衛門・仁

祭神、兒屋根命・齋主命・武甕槌命・姫大神○神体、木像一、鏡、木劍

兵衛○新建立大歳大明神、享保十七壬子年九月十日○新建鳥居、明和元甲申初

祭日、十月十七日

冬十日○再建、安永五丙申年十月○鳥居、文化五戊辰年十月三日○新建拜殿、

建物、本社

天保八丁酉年十月三日○再建鳥居、弘化三丙午年十月三日○再建■殿、元治元

棟札、奉再建春日大明神、文久元辛酉神無月十六日、大宮司湯淺義緒藤原重行、

甲子神無月十日、大宮司湯淺義緒藤原重行・同岩尾、本願主松原藤助・同政太

猿谷惣氏子中、組頭三宅茂兵衛・森脇常九郎

八幡宮

八幡宮

坂本鎮坐

田原鎮坐

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、石二

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、青石三

祭日、十月十二日

祭日、十月五日

建物、本社・拝所・鳥居

建物、本社・拝所・神樂所・鳥居

棟札、奉再建立八幡宮、宝曆四甲戌年十月十二日、祠堂三原村湯淺相模守、願

大年神社

主岡本三良、以下名略○新建立、宝曆十一辛巳年十月十二日○宝殿葺替・拜殿

尾原鎮坐

新建立、文化四丁卯年十月廿五日、神主湯淺肥後藤原重種・藏人重富・加賀重

祭神、大年神「正体、幣」

耀、庄屋尾原要藏○上葺、文政七甲申年十月十二日○鳥居、同年○上葺、弘化

祭日、八月朔日

四丁未年十月十二日○同、安政六己未年十月十二日○鳥居、同年

建物、本社・拝所・鳥居

大歳神社

棟札、新建立、正徳二壬辰年三月廿二日、祠堂三原村湯淺參河守、施主小笠原

谷戸鎮坐

勝七郎○上葺、寛政元己酉年四月○奉再建、寛政七乙卯年八月○上葺拜殿、天

祭神、大年神「正体、幣」

保十二辛丑年八月、名略

祭日、八月二日

建物、本社・拝所

社領、高三升、此現米二升

大歳「神」社

多田鎮坐

祭神、大年神「正体、幣」

祭日、十月七日

建物、本社

愛宕社

仙岩寺「山」鎮坐○永正十二乙亥年勸請と云伝ふ。

祭神、將軍地藏*○神体、木像

小笠原家より書付に、今度於飯山佐波勢被懸、其上寺家迄討下候之処、則時切

崩追払、為小勢、多勢引受、数人討捕被疵候段、偏將軍地藏之御情力不淺奉存

候、無比類高名誠面目至感入存候、殊先年湯井籠城中、連日御祈祷被抽情魂、

依而五拾貫文之地付進申候、諸役免許、拜付者、有別紙自今以後可有御知行者也、弥御

祈祷可為肝要、依而証状如件、弘治式年卯月四日、長雄、押花仙岩寺宗泉藏司

床下

宗雄云、此書立派なれども文意如何「」、殊に、小笠原氏の温湯籠城は永

禄元年と外史にあり、然は弘治二年は永禄二年の書損にて今年小笠原家より

臣下に感状を与へしと同時ならずは不都合なり、又五拾貫は過分ならむ

祭日、正月廿四日

建物、本社

社領、無し

宗雄云、上件の書付に、五拾貫文の地を付るとあり、今は仙岩寺の領となれ

り

宝生山六所大権現*

甘南備寺鎮坐

祭神、薬師如来、左右薬師如来所変十二神将○神体、中薬師木像一、左仏体三、

右同三、外に左木像唐冠、右木像一

宗雄云、寺号を甘南備寺と云ひ、山を甘南備山と呼び、此辺を広く甘南備庄

と唱るを想に、往昔より名高く殊に仏家の称号に非ざるを知へし、抑甘南備

とは岡部翁の説に、神の毛理(株)なりとあり、されと小き森に云は稀にて神山な

とに云か多し、かくて是は何れの神の鎮坐す地を云も難なれと、打任せて

甘南備と云ときは事代主神社の鎮坐す地を云ふ、其は大和国の鴨之神奈備、

宇奈提之神奈備、飛鳥乃神奈備等の名声の高かりしより諸国に此神の社に多

く云事となりしと思はれて、隠岐国賀茂那備神社とある、是にて賀茂下に神

字を脱せるか、是を賀茂とあるにて事代主神に坐を知へし、またはを神邊と

記て加武奈倍と訓も同語にて備後国安奈郡に神邊と云地あり、其所に神邊大

明神あり、祭神を事代主神と申す、是にて知著明し、此外備後国鞆田郡賀武奈

備神社あり、賀茂大明神と申すも数多あるか、それより移れるにや、本国邑

知郡にハ賀茂神社あまた鎮坐にて当社も是と同じきを知へし、尚名跡考にも云

り

祭日、七月七日

建物、本社

棟札、奉再建立宝生山鎮守六所権現社頭一字、檀主小笠原庄七郎、本願当住法

印権大僧都聖、当村庄屋淺野宇兵衛、元禄七甲戌天陽月吉日、文に夫六所権現

者薬師如来所現、所謂十二神将毎日守護昼夜配十二時刻故、表裡合為二一所一

宗雄云、六所とは此山の主神に追々他神を合祀して六座となれるにて、当郡

三日市村の七所権現、那賀郡室谷村の大麻山を五社権現と云ふ類にて例数多

あり、然るを六所と云に就て強て其数によりて説をなす故にかゝる埒も無き

事を云り、十二神将の昼夜を合ては六とはなれと、然は唯に十二所権現と称

すかた煩きなりまをを

奉上尊宝生山鎮守六所権現社頭一字、檀主小笠原彦五良、本願現住法印増繁、

享保十三龍集戊申初夏吉日

社領、無し

宗雄云、社領は甘南備寺領これならむか

末社、金毘羅、本地不動堂

社人、真言宗甘南備寺如海

小社十六所

尾原宮前の地主神○久料谷の地主神○瀬尻の天満宮山神○渦巻の地主神○坂本

口の恵美須社○坂本の霊社○繪堂の天満宮○同所の金屋子神○田原の大年神○

江の下の王子神○三嶋の地主神○谷戸の幸神「社」○材木の皇子神○多田の大

歳社○同所の若一皇(王)子社○たまくり(玉久利)の熊野社

宗雄云、龍源寺の熊野三所大権現あり、たまくりと同か別か知らず、棟札に

奉_二造立_一神社、施主閑居月洲、大工川本利助、文に大日本国石州邑知郡川

本村三嶋郷、從_二往古_一奉_二勸請_一熊野三所大権現靈地也、処_三三子之森_二申伝

■_者神領有之、神事等無懈怠、靈験日々新也云云、三原・川本両神主論所

与_成、時之代官所_江訟、依_二才判_一地下_江召上_所者被仰付由、誰一人為_而祭礼等

不_レ致中絶_{長久}云云、宝曆九己卯年七月十二日、川下三嶋山龍源禪寺住持比丘

玄峰拜、同閑居清光院住持比丘玄珊拜とあり

森神十六所

田原の大元神○同所の大元神○江下の大元神○繪堂の荒神○同所の地主神○瀬

尻の金屋子神○同所の大元神○同所の地主神○久料谷の地主神○笹畑の大元神

○同所の地主神○同所の地主神○材木の大神○同所の金屋子神○多田の大元

神○三嶋の地主神

*「邑智郡神社書上帳 中」では、「火産靈神」を消して「將軍地蔵」に直してある。

**「邑智郡神社書上帳 中」には記載なし。

八幡宮

川本村

八幡宮

弓峰鎮坐

○天福元癸巳年十二月十四日、領主小笠原四郎長親勸請

宗雄云、小笠原家より勸請とあるはさもあるへし、天福元年とせしは信かた

し、其は青木氏の系に天福元年に阿波国に移るとあるそ、拠あるへし、或は

天福元年に邑智郡山南村に住とあり、是は今の村郷にて是としても村郷より

川本に勸請すへき道理なし、按に小笠原家の石見国に移られたるは是より七

十余年後にて正和の頃にや、其は益田兼長と同時の事にて此人の女を配遇せ

れハなり、かくて川本に移しハ又廿余年後延元二年の軍忠によりて川本を賜

へると思はるれはなり、是より後の勸請ならむ、社伝に往古洪水のとき弓と

木綿襪と流れ来て此所の松木に留る故に八幡宮と崇め、其所を弓峯と云とあ

るは既に弁たる如く邑美の郷名あるを知らざる附会説なり

祭神、應神天皇・神功皇后・姫大神○神体、木像三

祭日、八月十五日

建物、本神(社)・拝所・神楽所・鳥居二

棟札、奉再建立弓八幡宮、承応三甲午年十一月十五日、前大宮司牛尾伯耆守重

貞・同山城守重次、庄屋森脇久左衛門、以下名略、裏に石州邑知郡川本郷弓峯

石川山八幡大神宮_者天福元年小笠原四郎長親公勸請也、古ノ氏神延長八年御鎮

坐ニテ熊野大宮也、八幡宮御安座故、是ヲ御氏宮ト云、其時神主山田氏某代々

奉幣ナリ、此神主_波大閤様異国追討時召連入唐可有之御誕有之、渡唐ヲ_嘆、社

役ヲ捨、神家ヲ退出、仍是大江朝臣毛利公ヨリ今社司祖三浦木工_(元也)承信益、社役

被下、奉幣社訖、已上○再興上尊、享保九甲辰年八月十五日、大宮司牛尾飛彈

守、施主河下村小笠原多兵衛・同庄屋孫六、以下名略○上葺、延享四丁卯年八月十四日、前大宮司牛尾山城守平重盈・同伊豫守平重久、以下名略○新造替御舎幣殿、安永四乙未年八月十三日、大宮司三浦中務佐平重賢、鼓頭但馬進平重保、以下名略、文に天福元年小笠原某、九州宇佐乃尊宮与利此所弓峯石水山上勸請○新造替神樂殿・拜殿、寛政三辛亥年八月十四日、名略○上葺、天保三壬辰年八月廿日、名略○神樂殿・拜殿屋根替、天保十三壬寅年八月○上葺、慶応四戊辰年四月、名略

宝器、弓

社領、高八石、此現米六石五斗四升三合、永錢五百十六文七分
宗雄云、社伝に小笠原長親より天福中神領百八十石寄附のところ、大閤秀吉公のとき取上られ、毛利殿より天正中八石寄附とあれと、百八十石とあるは信かたし

末社、稻荷社

同、薬師社

社人、三浦磐麻呂、家筋承和中国主笹幡殿の召にて山田二郎伊勢国山田より移住、鹿賀村の春日社の神職とせらる、文禄中廿三代山田陸奥守、大閤秀吉公の命に背き社役取上られ毛利家の領となり、三浦陸奥守従五位下に叙す、山田二郎より磐麻呂まで三十二代相続

宗雄云、笹幡殿とあるは頭註に桓武天皇の御世に笹幡姓某石見守とありて産神なる故に八代姫神を遷す由あり、此八代姫神と申は天照大神なる由同書にあり、是は固より信かたき説なるを山田と云に就て頭註により伊勢国に由あるゆゑ取たる物にて、是また信かたし、また秀吉公に取上られたるか毛利家の領となりて云々とあるも違なり、文禄中は矢張毛利家の支配なり、山田陸奥守と三浦陸奥守と改同た人る趣かに聞ゆれと如何あらむ、疑ひ無に非ず、殊に承応の棟札には三浦木工承信承益とあるをや、かくて牛尾に改め、また三浦に

復したるか、山田が卅三代も続けるならば山田と復すへきに、さも無きは三浦そ本姓と聞ゆ本れはなれむ、当家は那賀郡井野村三浦和多左衛門と云より分たる由なり、是そ実ならむ、今も井野村に三浦家多し

熊野神社

石川鎮坐○延長八年領主笹幡殿勸請と云伝ふ

宗雄云、笹幡某は桓武天皇の御世に石見守と頭註にあれと此御代の初め延暦元年に安倍朝臣船道を石見守とせられしより、仁和三年橘朝臣高庭を石見守とせられしまで百余年の間に笹幡と云もの無く、殊に笹幡と云姓をかかず、また承和中国主笹幡殿と上において延長八年に領主笹幡とあれと此間九十年はかりあり、此頃の国司は四年の交代なるをも知る志なり

祭神、伊弉册尊(命)・饒速日命○神体、木像一、石像一、鏡一
宗雄云、熊野社に饒速日命ハ不相応なり、速玉男の誤なるへし

祭日、十月十四日

建物、本社・拜所・神樂所・鳥居

棟札、奉上熊野本宮・若一皇子、宝曆十庚辰孟夏仲八日、大宮司牛尾河内守平重久、以下名略○上葺、寛政六甲寅初秋廿七日、大宮司三浦中務佐平重賢、以下名略、文に抑当社本殿熊野宮、相殿若一皇子二柱乃大神波往昔延長八年乃当石川邑乃産神止志天紀州与利此所奉勸請、其後建久八年六月乃洪水出天多分乃田嶋乃地損衣河流毛亦替利天西乃山際尔成速利、此時与利一乃名乃改女二仁割天、東乎河本邑止号介、西乎川本村止辺利、亦天福元年尔当領主小笠原長親九州宇佐宮与利八幡宮乃勸請天在天利村民共尔尊敬重久志天、遂尔是乎産神等崇当社於波古宮止称之奉礼里云云○上葺、文政八乙酉年四月十五日○再建、安政三丙辰年十二月廿八日、大宮司三浦相模守従五位下平朝臣重澄

末社、大年神幸神春日神社

同、渡邊霊社

同、治鎮靈社

金屋子神社

石川鎮坐

祭神、金山彦命・石凝姥命○神体、木像、鏡

祭日、十月十五日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉建立金山彦尊社一字、享保五庚子年十二月八日、神主大宮司牛尾飛彈

守、願主丑歲、家内長久祈攸、施主三上七郎右衛門・同弥七郎、裏に金山彦尊

社、再建立元文二丁巳十一月吉日、名略○奉葺替金屋子大明神御舍一字、

安永八庚子仲夏首三辰○再建、寛政三辛亥年十月○造替鳥居、文化五戊辰年十

月十五日、美濃守從五位大宮司平朝臣重賢、願主三上重三郎

宝器、額一面、銘に客年丙申仲冬從二十四日至二十七日、四晝夜之間土居原

鑪産精鉄二百二十束、則此業之大盛而偏縁_レ神德之主護_一也、於是紀_二事实_一書

二役夫之姓名_一、献額以表_二崇敬之微意_一云、天保八丁酉歲三月吉日、鑪主三上

氏、宰事伊東豊助定忠・同頼助定義・同正作定直、役夫武良計惣吉・炭作加吉

助・炭多喜兼二郎・同只平

天満宮

天神河路鎮坐

祭神、菅原神○神体、石像

祭日、六月廿五日

建物、本社・鳥居

棟札、上尊天満宮、延享四丁卯年十月十日○尊替、安永二癸巳初冬後五辰○建

立拜殿、文化十五戊寅水無月二十五日○鳥居、天保十三壬寅年八月

金刀比羅社

天神河路鎮坐

祭神、大物主命・崇徳天皇○神体、石像、劍

祭日、六月十日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉再建立金毘羅大権現、延享四丁卯年十月十日○修覆外殿、文化二乙丑

年十一月九日、大宮司三浦中務佐平重賢、以下名略、裏に往昔温泉城主小笠原

氏鎮守云云、延享四卯年至_天此地_不遷奉云云○修覆、嘉永二己酉年四月九日、

相模守從五位平朝臣重澄、庄屋為一郎、以下名略

妙見社

谷鎮坐

祭神、天兒屋根命○神体、劍

祭日、九月廿九日

建物、本社・鳥居

金屋子神社

谷鎮坐

祭神、天糠戸神・石凝姥命○神体、石像

祭日、九月十三日

建物、本社

八幡宮

畑野鎮坐

祭神、應神天皇○神体、木像

祭日、九月九日

建物、本社・拝所・鳥居

大歳神社

木路原鎮坐

祭神、大年神「正体、木札」

祭日、八月二日

建物、本社

地主神社

西中倉神社鎮座

祭神、大己貴命「正体、木札」

祭日、八月朔日

建物、本社

高良神社

田水鎮坐

祭神、武内宿祢「正体、木札」

祭日、十月朔日

建物、本社・拝所・鳥居

小社三十五所

弓市上の惠美須社○同所下の惠美須社○山本の薬師「神」社○土居原の山神社

○阿弥陀寺の稲荷「神」社○川角の地主神(社)○同所の圓石神○同所の水神

○中場の地主神○小柄の地主神○蛇山の杵築神「社」○原の伊勢杵神○林の地

主神○長森田の地主神○同所の地主神○下長原の杵築神(社)○先見谷の金屋

子社○飛か市の幸神「社」○上長原の杵築神(社)○矢谷の杵築社○芋畑の杵

築社○日向の杵築社○中田の地主神(社)○京ら(良)か埜の稲荷神○神田の

地主神○上土居の地主神○竹階の竹階神○中場の山神社○大年の大年社○豆腐

屋の地主神(社)○全長寺の大歳神○同所の市殿神○同所の稲荷社○田尻の春

日社○程原の地主神(社)

宗雄云、竹階神は本に竹階大明神とあり、大明神としも(マツ)称すは常の森神の類

ならず、由あるなるへし

森神十四所

今宮の今宮「神」○林谷の大元神○田尻の地主神○鍵掛の鍵掛神

宗雄云、鍵掛神も本に大明神とあり、土人云、安藝国より諸神の出雲国に行

給ふとき此所に鍵を掛置給ふと云ふ

栗森の栗森神○牛森の地主神○柿原の地主神○はた(畑)の地主神○下橋の大

元神○川角の地主神○田中の幸神○京ら(良)か埜の稲荷神○唐津の地主神○

大出(土)路の地主神

因原村

八幡宮

宮曾根鎮坐

祭神、應神天皇・玉依姫命・神功皇后○神体、木像二、鏡一

祭日、九月十五日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、上葺八幡宮、貞享元甲子年十月、神主牛尾伊勢熊○同、元禄十二己卯曆

季秋二十三日○同、享保十六辛亥年十月廿四日○建立鳥居、同年○上葺、寛保

二壬戌年十月十七日○再建鳥居、宝曆五乙亥年九月十五日○上葺、宝曆十一辛

巳年九月十四日○再建立御舎并神楽殿、安永五丙申年菊月廿一日○上葺、寛政

元己酉年四月晦日○上葺、寛政八丙辰年卯月○鳥居再建、寛政八丙辰年九月

四日○上葺、文政二己卯年閏四月上四辰○同、天保十三壬寅年九月十六日

八幡宮

八波多「森」鎮坐

祭神、應神天皇・玉依姫命・神功皇后「正体、木札」

祭日、九月十六日

建物、本社

小社六所

天王地の祇園社、祭日六月十五日○神田森の巖島社○原田の地主神、祭神大己貴命、祭日九月十六日○大元迫の大元社、祭神豊受皇太神、祭日九月十六日○小川の恵美須社○志谷の恵美須社

森神四所

前迫の地主神○田代の地主神○國造森の國造神○挽谷の大山祇命
宗雄云、國造森は國造と云地にて、神名は地名に拠て名たる由、土人語り、然は國造の文字に泥むこと勿れ、或ハ國造クニツクと云人の居し処とも云ふ

鹿賀村

春日神社

山根鎮坐○承和六年勸請と云伝ふ

祭神、經津主神・武甕槌神・姫大(太)神・天兒屋根命○神体、木像二、鏡一
宗雄云、棟札に大原春日とも両社ともあるに、此所に大原神の祭神の無は如何にそや、按に春日社と同神とおもひてかく記たるならむ、されと同神には非す、当郡には式内に大原神社ありて在所詳ならず、日貫村と云も拠なし、当社は貞享の棟札にあれハ、いまた式内さわきせさる頃なり、猶考へし

祭日、九月廿六日

建物、本社・拝所・鳥居

棟札、奉新建大原神云云、庄屋山崎云云、裏に当村姓■寄附、永応之伝写也

宗雄云、永応は応永の上下になれるならむ、此棟札あやし後人の所為か

大原奉^大上尊春日大明神社壇一字、貞享元甲子年十月三日、神主伊勢熊、本願人庄屋五兵衛、組頭惣右衛門○奉新建立春日大明神御宝殿、元禄七甲戌年九月三日、祠官牛尾采女佐、願主庄屋五兵衛、組頭惣右衛門、此外氏子中、裏に夫社

壇及宮地之地成■悪所にして少、其上社及大破一申候故、善キ撰^二宮地^一、此

大藏地へ勸請、両社ヲ建立仕候、其故右ノ地行銀十匁ニシテ売、是ヲ致^二足加^一、此大藏地買申候、此大藏地地成者北南十二間、東西へ十七間を銀子五十目ニ買故、奉^二建立^一候、将又買手形庄屋五兵衛方ニ預置申候、入用之時■何時^戊請取答ニ候、以上、神主采女○上尊春日大原神社、宝永六龍巳丑菊月、社務川本村大宮司牛尾伊豫守平重實、庄屋高橋五兵衛○同、寛延二己巳年三月十六日

○鳥居建立、宝曆十庚辰年菊月○修覆、明和八辛卯年九月廿六日○奉改春日四所大明神宮地成就、大宮司三浦中務平重賢○上尊、寛政九丁巳年九月廿五日、三浦中務平重賢○同、文政三庚辰年八月○再建、天保七丙申年十月○再建拜殿、嘉永七甲寅年九月廿六日○再建鳥居、文久二壬戌年九月○尊替、万延元庚申年十月

末社、事代主神

森神三所

鹿賀谷の稻荷神○今谷の地主神○同所の地主神

石見国神社記卷之五終(印)

墨付百四枚

明治十九年十一月

鴨島實写